

嘔吐による営業損害の請求について

名鉄タクシーは 2026 年 8 月 16 日より、お客様の嘔吐の迷惑行為により車両が汚損され、営業を中断せざるを得ない場合運送約款第 10 条に基づき、車両のクリーニング代及び休車損害として一律 1 万 5 千円の賠償金をお客様に請求させていただきますことといたします。

一方で上記の請求がお客様に発生しないよう、全車両にエチケット袋を常備し、全てのお客様に快適なサービスを提供することを目指します。

何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

車両のクリーニング代及び休車損害に関するご請求

一般乗用旅客自動車運送事業約款 10 条に基づき、嘔吐等の迷惑行為で汚れや悪臭が発生した場合は、車両のクリーニング代及び休車損害として、下記の賠償金を申し受けます。

金 15,000 円

項目	金額	内容
クリーニング代	10,000 円	車両のクリーニング及び脱臭
休車損害	5,000 円	現状回復までの休車損害

一般乗用旅客自動車運送事業約款（抜粋）

第 10 条（旅客の責任）当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことに当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。